

# カンボジアの税務コンプライアンス証明書について

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Nob Vannak)

## 1. はじめに

近年、カンボジア政府は外資企業の誘致に向け、各省庁で法令改正を行い投資家向けの優遇措置の導入を検討している。その一環として、カンボジアの税務総局は、納税者に対してコンプライアンスに関する手続き上の基準を設けており、企業はその状況に応じて税務面での優遇措置を受けることが可能となっている。そこで、本稿では当該優遇措置の詳細や評価基準となる税務コンプライアンス証明書について述べていく。

## 2. 税務申告状況

カンボジア国内で設立された企業は、毎月 20 日までに付加価値税等の納付や、税務申告書の提出を行う義務がある。申告期限に間に合わない場合は延滞税や利息が課されるほか、会計記録を適切につけていないと判断された企業は、修正申告書の提出や場合によっては加算税などの罰則を受けることもある。一方で、カンボジアの経済財務省は、納税者のコンプライアンス強化を目的として、企業の税務手続きにおける評価制度を導入しており、その評価に応じて企業は税務面での優遇措置を受けることができる。以下、当該評価制度の詳細を説明していく。

## 3. 税務コンプライアンス評価制度

2016年12月23日に経済財務省より発行された1536号の省令を基に、納税者のコンプライアンス状況に応じて、評価区分がゴールド（Gold）、シルバー（Silver）、ブロンズ（Bronze）の3つに分類されており、納税者は上記の区分に従い税務コンプライアンス証明書（Tax compliance certificate : TCC）を取得することができる。証明書の有効期限は発行から2年間であり、2年ごとに更新する必要がある。

評価基準は下記の通りである。基準毎に評価点が定められており、全ての法令を遵守し納税した企業は最高点の20点となるが、評価点は税務総局により判断される。各企業は証明書を申請するにあたり、以下の表に従い自社で事前に評価することも可能である。

No.	基準	評価点
1	税務登録および税務登録更新を行っている	1
2	税務総局へ登録変更情報を通知している	1
3	税務申告期限までに申告書を提出している	1
4	納税期限までに納税している	1
5	財務諸表及びその他の証憑書類を正確に作成している	2
6	税法及び規制に従って請求書を発行している	2
7	規程通りに納税している	2
8	納税において重大な過失を犯していない	2
9	罰金及び利息を納めている	2

10	証憑書類やレポートに不備がない	2
11	税務総局に対して財務諸表及びその他の書類の提出に協力している	2
12	関連事業者との間で移転価格取引を行っていない	2
合計		20

上記の内容に基づき企業は税務総局から評価を受け、その評価点により証明書が発行されることになるが、評価ステータスに応じて、対象となる税務調査も異なってくる。カンボジア税法では各申告書の申告期限から3年間を対象として税務調査が実施されるが、手続きによって対象税目や期間が決められている。以下、それぞれの税務調査の実施内容と各証明書の特典について説明していく。

#### <税務調査実施内容>

##### ▶机上調査 (desk audit)

税務申告書と税務総局に提供された情報に不一致が発見された場合に行われる。

##### ▶限定税務調査 (limited tax audit)

机上調査より詳細な調査。ほとんどの税目が対象で付加価値税の還付も含まれる。当課税年度とその直前の課税年度についてのみ実施される。

##### ▶包括税務調査 (comprehensive tax audit)

全税目が対象となる。当課税年度から直前の3課税年度について実施されるが、脱税の証拠が発見された場合には対象期間が追加されることがある。

#### <証明書のステータス評価と特典>

##### ゴールド納税者 (16-20 ポイント)

ゴールド証明書が発行された場合、税務調査を受けることなく約 125,000USD 未満の付加価値税 (VAT) の還付を受けることができる。(約 125,000USD 以上の還付を受ける場合には税務調査あり) その他、包括税務調査は2年に1回実施されるが、机上調査及び限定調査は基本的には実施されない。

##### シルバー納税者 (11-15 ポイント)

シルバー証明書が取得された納税者に対しては、税務調査なしで約 50,000USD 未満の付加価値税の還付を受けることができる。その他、包括税務調査は2年に1回、限定調査は年1回実施され、机上税務調査は納税者からの請求がない限り実施されない。

##### ブロンズ納税者 (1-10 ポイント)

ブロンズ証明書が発行された納税者は、上記のような還付や税務調査における優遇措置はなく、現行法規に従い納税や税務調査手続きを行う必要がある。

上記に加えてゴールド及びシルバー証明書を取得している場合、税務総局から財務諸表を正確に作成していると判断されるため、事業税（所得に応じて課税）とミニマム税（売上に応じて課税）の2種類の法人税のうち、ミニマム税が免税となる。一方でブロンズ納税者は現行の法令通りに納税を行わなければならないため毎年の税務調査の対象となり、さらにミニマム税の免税優遇措置を受けることもできない。

#### 4. 税務コンプライアンス証明書申請手続き

税務コンプライアンス証明書を申し込みするにあたり、必要書類は以下の通りとなる。

- 税務コンプライアンス証明書依頼書
- 代表者のパスポート
- 税務局発行のライセンス証明書
- 付加価値税（VAT）証明書
- 定款
- 企業情報リスト
- 商業証明書
- 2年間分の財務諸表又は独立監査報告書
- 2年間分の税務申告書と納税領収書
- 請求書のフォーマット（クライアントへ発行した請求書）
- 監査承認書もしくは税再評価証明書（最終2年間）

上記を準備して税務総局へ書類を提出したのち、約2週間程度で税務総局から納税者へ連絡が来る。税務総局と面談し、面談後に税務総局の判断上、税務コンプライアンス証明書の発行の連絡が来る。（面談を行わない場合もある）

#### 5. 終わりに

税務調査が入る際には証憑書類準備や実際の調査に時間がかかり、調査期間も長期に及ぶことが多い。税務総局から追加の提出書類を求められた場合には、納税者へ追加の質問がなされていることもあり、更なる時間と手間を要することとなる。上記のように税務コンプライアンス証明書を取得することにより、付加価値税の還付や税務調査における優遇を受けることが可能となるため、企業内でも自己採点などの評価制度を構築しより高いステータスの証明書を取得することで、上記のような税務上のメリットを享受するだけでなく、企業内のコンプライアンス意識の向上にも繋げられると考える。

#### 6. 参考文献

1. カンボジア税務総局 HP [www.tax.gov.kh](http://www.tax.gov.kh)
2. 税務コンプライアンス証明書について（DFDL：2017年10月31日）  
<https://www.dfdl.com/resources/legal-and-tax-updates/taxpayer-incentives-clarified>

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづかまゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：本庄谷 由紀（ほんじょうやゆき）

<<ベトナム/ハノイ現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower , 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：逆井 将也（さかさいまさや）

<<カンボジア現地デスク（I-GLOCAL カンボジア事務所内）>>

【所在地】：13th Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blve (St.93/232), Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia

【担当者】：Mak Brathna(マク・ブラタナ)

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。